

○島本町介護予防ケアマネジメントの事業の人員及び運営並びに介護予防ケアマネジメントに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則

平成29年3月14日

規則第9号

改正 平成30年3月30日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の63の6の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業（以下「介護予防ケアマネジメント」という。）のうち、同法第8条の2第16項に規定する介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメントA」という。）及び介護予防ケアマネジメントAの基準を緩和したケアマネジメント（以下「介護予防ケアマネジメントB」という。）の事業の人員及び運営並びに介護予防ケアマネジメントに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(基準)

第2条 介護予防ケアマネジメントA及び介護予防ケアマネジメントBの基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「介

「介護予防ケアマネジメント基準」という。)に定める介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準によるものとする。

2 介護予防ケアマネジメントBについての基準は、前項の規定にかかわらず、介護予防ケアマネジメント基準第30条第9号に規定するサービス担当者会議を省略できるものとし、同条第16号に規定するモニタリングを必要に応じて行うものとする。

3 介護予防ケアマネジメント基準第28条第2項に規定する記録の保存期間については、同項の規定にかかわらず、当該記録に係る介護予防サービス計画の完結の日から5年間とする。

(平30規則17・一部改正)

(その他)

第3条 この規則に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの事業の人員及び運営並びに介護予防ケアマネジメントに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月30日規則第17号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の第2条第3項の規定は、この規則の施行の日前に整備された記録であって、保存期間が満了していないものについ

て適用する。